議案番号			 名	
		—————————————————————————————————————		
報告第3号	専決処分事項の報告。 (三田市消防団員等:			
	【改正趣旨】 非常勤消防団員等に係る補償基礎額等を改正する非常勤消防団員 等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和 2年3月27日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、当 該条例についても早急に改正する必要が生じたため、同年3月31 日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。 【関係法令】			
	<ul> <li>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)</li> <li>消防組織法(昭和22年法律第226号)</li> <li>民法(明治29年法律第89号)</li> </ul> 【改正内容】 <ul> <li>(1)補償基礎額の改定</li> </ul>			
	ア第5条第2項第1号別表関係			
W 17+ + +17	階級	10 5 + 2#	勤務年数	00 F N I
消防本部		10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
	団長及び副団長	12,440 円	13,320円(13,300円)	14, 200 円
	V II E I 2021 V II E	(12, 400 円)	円)	(14, 200 円)
	分団長及び副分団長	10,670円	11,550円(11,500円)	12,440 円
		(10,600円)	円)	(12, 400 円)
	部長、班長及び団員	8,900円	9,790円(9,700円)	10,670円
		(8,800円)	円)	(10,600円)
	イ 第5条第2項第2号関係 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 8,800 円から 8,900 円に引き上げる。 (2) 利率の改正(民法第404条関係) 障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金に係る利 率について、「100分の5」を「事故発生日における法定利率」 に改める。 (3) その他所要の規定の整備			
	【施行期日】 今和 9 年 4 日 1 日			
	令和2年4月1	H		